# 教育厚生常任委員会 会 議 録

期日:令和4年2月7日(月)

場所:大曲庁舎 第1委員会室

# 大仙市教育厚生常任委員会会議録

日 時 令和4年2月7日(月曜日) 午前10時22分 ~ 午前10時48分

# 会 場 第1委員会室

## 出席委員(8人)

委員長 大山利吉 副委員長 戸嶋 貴美子

委員 佐藤隆盛 委員 挽野利恵

委員 石塚 柏 委員 渡邊秀俊

委員 金 谷 道 男 委 員 後 藤 健

# 欠席委員等(0人)

# 遅刻委員等(0人)

## 説明のため出席した者

健康福祉部長兼福祉事務所長 佐々木 隆 幸

社会福祉課長 佐藤和博

子ども支援課長 田 口 美和子

子ども支援課参事 鎌 田 法 顕

#### 議会事務局職員出席者

議事班参事 : 齋 藤 孝 文

## 案件

(1)報告第1号「専決処分報告について(令和3年度大仙市一般会計補正予算(第8号))」

#### 午前10時22分 開 会

○委員長(大山利吉) 皆さん、あらためまして、おはようございます。

まず、冒頭に昨年は私の健康管理が大変まずい訳で、まずい結果、皆さんには大変ご 迷惑をお掛けいたしました。心よりおわびを申し上げます。特に戸嶋副委員長には、大 変ご難儀をお掛けしまして、ありがとうございました。今後は十分気を付けて健康管理 いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは早速ではございますが、ただいまから、教育厚生常任委員会を開会いたしま す。

当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので よろしくお願いいたします。

また、説明及び質疑につきましては、課ごとに行い、討論・表決につきましては、一 括で行うことにいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いをいた します。

審査に入ります前に、委員席の指定を行いたいと思います。委員席につきましては、 ただ今ご着席の席を指定したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

これより審査に入りますが、はじめに当局から挨拶があります。佐々木健康福祉部長よりお願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(佐々木隆幸) 委員の皆様におかれましては、ご多忙の ところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先週、立春を迎えたとはいえ、昨日までの大雪により、皆さん、除雪や雪下ろしで、 もううんざりのようであります。

本日、8地域のうち、半分の4地域で積雪深が150センチを超えたということで、「豪雪対策本部」を設置したところであります。

また、大仙保健所管内でもコロナの感染者が毎日のように発表されております。どう も今回の感染は、高齢者よりも子ども、またその家族のお父さんお母さんの年齢層が多 いようであります。 大曲武道館に設置しております、大仙市の「PCR検査所」の利用者も1月に入ってからグッと増えまして、1月下旬以降は毎日70人から90人ほどの利用者、安心を求めてですね、利用されているようであります。感染状況が少しでも落ち着いてほしいものであります。

それから、最後に3回目のワクチン接種のことでありますけれども、先月から2回目接種を終えた時期が早い人から順次、3回目接種予約券を送付しております。予約のコールセンターがパンクしたりしないようにですね、毎週6千人から7千人程度郵便で送っております。本日も7千人ほど新たに郵送することになっておりまして、これを含めますとこれまで約1万6千人に郵送することになります。

それから、ワクチンの種類の件でありますけれども、1回目と2回目はほとんどの方がファイザーのワクチン、これを打っておりますけれども、3回目の接種に関しましては、国の方から供給されるワクチンの種類がですね、ファイザーが半分、モデルナが半分となっております。これ全国のどこの自治体もこのような形になっております。よって、3回目接種につきましては、1回目、2回目ファイザーを打っている方の二人に一人は、モデルナを打ってもらうというご協力をいただかないと、ワクチンが打てない方が発生してしまうということになってしまいます。

国でも先週末あたりからモデルナをですね、国民の皆さんから打ってもらおうとテレビ CMとかでですね、ファイザーと遜色がないよとか、モデルナは安全だよという PR の CM なんか流しております。市民の皆さんからもこのことをご理解いただきまして、大仙市は 2月 24日から 3回目の集団接種が始まります。少しでも早い時期に、スムーズに接種していただけるよう、ご協力をお願いするものであります。

さて、本日ご審議いただきます案件は、昨年12月21日付で専決処分させていただきました補正予算、「社会福祉課」と「子ども支援課」それぞれ1件ずつ、計2件になります。このあと担当課長が内容につきましてご説明しますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げましてあいさつを終わります。よろしくお願いします。

○委員長(大山利吉) ありがとうございました。それでは審査に入ります。

報告第1号「専決処分報告について(令和3年度大仙市一般会計補正予算(第8号))」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤社会福祉課長。

○社会福祉課長(佐藤和博) あらためまして、社会福祉課の佐藤です。どうぞよろしく お願いいたします。

それでは、報告第1号「令和3年度大仙市一般会計補正予算(第8号)」の専決処分報告のうち、社会福祉課関連予算について、説明申し上げます。

説明資料につきましては、資料ナンバー 2-1 「令和 3 年度補正予算 1 2 月 専決事業 説明書」であります。

1ページをお願いいたします。

3款1項1目43事業「住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費(新型コロナウイルス対策)」につきましては、「1. Plan」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、雇用を守り、様々な困難に直面した市民が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、「住民税非課税世帯」及び「新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯」に対して、臨時特別給付金を支給するものであります。

次に、事業概要についてであります。「4. Act」をご覧願います。

表の2段目、支給対象世帯数は、①令和3年度住民税非課税世帯が9,800世帯、 ②家計急変世帯が700世帯と見込んでおります。

支給金額は、1世帯当たり10万円であります。

確認・申請方法については、住民税非課税で支給対象となる世帯へは、振込口座等を 記載した確認書を市が送付し、その確認書に住所・氏名等を記載し、返送していただけ れば手続きが完了いたします。

なお、確認書については、1月31日に対象世帯宛てに郵送済みであります。

家計急変世帯については、令和3年1月以降に「新型コロナウイルス感染症の影響」で家計が急変し、世帯全員の収入見込み額が住民税均等割の非課税相当水準以下となった世帯が該当するもので、市役所の窓口で申請していただきます。

支給については、確認書受け付け、申請書の審査が終了し、支給決定された分から、 随時、指定口座へ振り込むこととしており、1回目の振り込みは2月21日を予定して おります。

2回目以降については、支給決定後、随時支払いしてまいります。

予算額の内訳ですが、会計年度任用職員の報酬、郵便料などの事務費として1,200万9千円と、扶助費10億5,000万円の、合わせて10億6,200万9千円の

補正をお願いするものであります。

なお、給付金の支給が、令和4年度へ繰り越すことが予想されることから、2月24 日開会の令和4年第1回定例会に繰越明許費の追加をお願いする予定であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申 し上げます。

- ○委員長(大山利吉) ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑のある 方は、お願いいたします。挽野委員。
- ○委員(挽野利恵) ご説明ありがとうございます。この給付事業費に関しまして、美郷町が12月中に住民にご案内を送付していたということなんですけれども、大仙市、1月下旬なってしまったこの理由は何だったんでしょうか。
- ○委員長(大山利吉) 佐藤課長。
- ○社会福祉課長(佐藤和博) 住民税非課税世帯が対象とは申し上げましても、課税者からの扶養されている者のみで構成される世帯については対象外となります。そういったところの確認。それと転入者、1月2日以降の転入者の課税状況、これも前住所地に照会かけまして、非課税であるということが確認された後の確認書の送付でしたので、美郷町と比較して対象となる世帯、こちらの数もございますので、大仙市では1月31日の発送となったものであります。
- ○委員長(大山利吉) よろしいですか。
- ○委員(挽野利恵) はい。
- ○委員長(大山利吉) 他にございませんか。金谷委員。
- ○委員(金谷道男) 2、3お願いします。一つは、この事業ですけれども、さっき繰越明許も考えておられるようですが、終期、最後、例えば基準日が12月の10日の住民票ある方ってことなので、その人方全部に、その時点で対象の人に全部いぐまで受け付けするという考え方なんですか。それとも最初からこごまでは申請してくださいね、どがっていう終期みたいなのが今がら設定されでいるんですか。
- ○委員長(大山利吉) 佐藤課長。
- ○社会福祉課長(佐藤和博) 1月31日にお送りしました確認書、こちらの送付対象となった世帯については、発出の日から3カ月、ですから4月30日までに確認書の返送をしてくださいということでお知らせしております。それと家計急変世帯につきましては、9月30日、今年の9月30日が申請期限となります。以上であります。

- ○委員(金谷道男) ありがとうございました。それと、すいません。それで、家計急変 世帯の人たちに対してのお知らせっていうが、それはあらためで出さないで、あぐまで も広報どが何かだげにとどめているという考え方ですか。
- ○委員長(大山利吉) 佐藤課長。
- ○社会福祉課長(佐藤和博) 現時点で令和3年1月2日以降の家計急変世帯については、市といたしましてもその判断材料、まだ申告も始まってませんので判断材料がありませんので、やはり申請主義ということになります。6月1日以降、令和4年度の住民税が課税されましたら、その申告結果ですね、それで判断されることになりますので、5月31日までは、あくまでも申請主義ということで。まず、こちらについては、広報・ホームページ等で引き続き周知していくような形になります。
- ○委員(金谷道男) はい、分かりました。それともう一点。支払いのごどなんですけれ ども、確認取れれば随時やるっていう話ですが、その随時っていうのは、例えば市の支 払日に合わせでっていう意味。それとも、例えば1週間に一回はやるどがっていう、そ ごらへんは何と考えでる。
- ○委員長(大山利吉) はい、課長。
- ○社会福祉課長(佐藤和博) 市の支払日、現在5の付く日ということで、支払いしておりますけれども、その日に合わせますと件数が大変大量になりますので、会計担当課の方からは、ずらしてくださいというような依頼がありました。ということで、この給付金については、先ほど申し上げましたとおり、2月の21日に一回目を振り込みまして、その後処理できた分からおおむね2週間に一度振り込むような形になります。
- ○委員(金谷道男) これ給付金なので、やっぱり困ってるんだろうという想定できでやってるごどなので、会計処理大変だがもしれねども、2週間に一回と言わず、本当は1週間に一回ぐらいのペースでやっていった方がいいんでないがど思うし、会計もその方がたまらねべがらいげそうな気がするんだども。その、なんか、他の事業の、よぐ地域振興券の時もそういう話あったんですが、タイムラグ出るのがやっぱり、本当に困ってる人さやっぱりなるべぐ早ぐお手元に届けた方が、せっかくの事業だし、お金もあるごどだし、そうしてほしいなど思うんですが、そごらへんお考えを。
- ○委員長(大山利吉) はい、課長。
- ○社会福祉課長(佐藤和博) 給付につきましては、1月31日に発送して2月4日まで に700件弱が返送されてきております。ということで、早い時期に確認書の返送はで

きてくると思われますので、その分については、速やかに受け付け処理の方を済ませまして、振り込みできるようにしたいと思います。ただ、家計急変世帯については、申請いただいた世帯全員の収入、これを前年収入との比較、こういった審査の時間もありますので、多少、非課税世帯の給付とはちょっとスパンが長くなるかもしれませんけれども、そちらにつきましても速やかに給付できるように努めてまいりたいと思います。

- ○委員(金谷道男) んだすな。なんとが、そういう、内部の仕事だべがら、皆さんさ難 儀掛げるども頑張れば早ぐでがすべがら。スピード勝負だと思うんで、よろしくお願い します。
- ○委員長(大山利吉) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(大山利吉) ないようですので、質疑を終結いたします。 次に、田口子ども支援課長。
- ○子ども支援課長(田口美和子) 子ども支援課です。

それでは、報告第1号の専決処分報告「令和3年度大仙市一般会計補正予算(第8号)」 のうち、子ども支援課所管に係る歳入及び歳出予算についてご説明申し上げます。

資料につきましては、ただ今の社会福祉課と同じ資料になりまして、2ページをご覧 願いたいと思います。

歳出3款2項1目27事業「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費(新型コロナウイルス対策)」につきましては、5億8,373万4千円の補正であり、補正後の額は9億8,850万8千円となります。

財源内訳は、全額国庫支出金であります。

- 「1.本事業の目的」でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、 子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置を実施、対象児童1人当たり現金10万円を 給付するもので、支給対象児童は9,800人と見込んでおります。
- 「4.事業の概要」でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、18歳到達年度末までの児童を養育する世帯に対して、臨時特別給付金を支給するものであります。

本事業は、12月補正において中学生以下の5万円支給分のみを採択いただいておりましたが、支給要件の表の下に記載のとおり、現金10万円一括給付も可能とする国の

指針を受け、国の補正予算が12月20日に可決されたことから、12月21日付で専 決処分をさせていただいたものであります。

補正内容は、中学生以下の残り5万円分と16歳から18歳の10万円分、合わせて 事務費であり、詳細は一番下の表に記載のとおりであります。

なお、資料に記載しておりませんが、令和4年1月31日時点の申請件数は、9,355人となっております。見込んでおります9,800人の95.5パーセントになっており、今後の申請においても随時対応してまいります。

また、歳入につきましては、資料ナンバー2「令和3年度大仙市補正予算(12月専 決)」6ページに記載しております。15款2項2目2節「子育て世帯への臨時特別給 付金給付事業費補助金」5億8,373万4千円を計上しております。

以上、子ども支援課所管に係る報告第1号「専決処分報告について」ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(大山利吉) 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある 方は、お願いいたします。挽野委員。
- ○委員(挽野利恵) 説明ありがとうございます。先ほど申請された人数伺ったんですけれども、これ中学生以下は大体皆所得で分がってらっしゃるど思うんですが、高校生の部分かと思うんですけども、高校生の部分だけ単体でやった時に何パーセントぐらいの申請率なのが教えていただけますか。
- ○委員長(大山利吉) 田口課長。
- 〇子ども支援課長(田口美和子) 高校生の対象につきましては、92.9パーセントとなっております。
- ○委員長(大山利吉) 挽野委員。
- ○委員(挽野利恵) これ申請は、あと終わってます?
- 〇子ども支援課長(田口美和子) まだ。
- ○委員(挽野利恵) まだですか。もし失念しているご家庭とかある可能性もあるかと思 うので、何か周知する方法あればぜひお願いしたいと思います。
- ○委員長(大山利吉) 田口課長。
- ○子ども支援課長(田口美和子) 中学生以下の方につきましては、児童手当等その他の 手段で周知してまして、高校生のみの世帯の場合は、各ご家庭に通知は個別に差し上げ ております。ただやはりまだ申請されていないご家庭もありますので、この後ホームペ

- ージ、あと件数が少なくなってきた段階で個別に対応もさせていただきますが、ただ、 収入が分からないところでございますので、そのへんは他の市町村の状況を見て対応方 法を検討してまいりたいと思います。
- ○委員長(大山利吉) よろしいですか。
- ○委員(挽野利恵) はい。
- ○委員長(大山利吉) 他にございませんか。金谷委員。
- ○委員(金谷道男) 余計な話かもしれませんが、世の中の話の中では、児童手当のことで、例えば別居中で養育していない旦那だが母さんだが分がんねども、どっちさがいってしまうどがっていうのがニュースなったようですけども。大仙市の場合は、そういったケースはねすよな。
- ○委員長(大山利吉) 田口課長。
- ○子ども支援課長(田口美和子) 12月のこの制度が始まって1月に入ってからですけもしれども、そういった報道が新聞・テレビ等でされているのは承知しております。国の方から1月の中旬になってからなんですけれども、そういった、この9月の児童手当をベースとはしているものの、その後別々に生活されている、あるいは離婚されている、あるいはDVで所在が分からなく、そういう措置を取られているという場合があるんですけれども、そういった申し出があれば速やかに対応するようにというような指導は国の方からあります。で、大仙市の現状を申し上げますと、この制度が始まった段階で問い合わせは2、3件ございました。その時にお話しできる範囲といたしましては、前の養育者、受給者の方にご連絡が可能なのであればそのへんを聞いてみればいいんですねっていうような相手の方のお話に従いまして、もしそれが可能であればそうしていただければというところで話はとどまっておりますけれども。現在、1月になってからそう

う世帯に対して、本当に必要なところに、本当に子どもさんを養育している方に届いていないという報道がありまして、そういう申し出があれば調べることは少し難しいので、申し出があったりそういった方が近くにいらっしゃるようであれば、ご相談いただければ対応は可能となっておりますので、なかなか周知方法は難しい訳でございますけれども対応はしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長(大山利吉) 金谷委員。

11

- ○委員(金谷道男) まさにプライバシーの問題だと思うので、非常に難しいと思うけど も、その人方に何かそういう、実は実際に養育してる人にいくべきお金だよってことが 分かるような何かな、合ってる方法があれば。まあレアなケースだがら、だと思うども、 だがらこそちゃんと伝えた方が制度の趣旨に合うんでねがなと思うんで、少し考慮して いただければと思います。以上です。
- ○委員長(大山利吉) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ないようですので、ここで質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。報告第1号は承認することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長 にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、これをもちまして、教育厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

( 閉 会 午前10時48分 )

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

教育厚生常任委員会委員長 大山利吉